

春日井商工会議所

新型コロナウイルス対策融資 利子補給制度

新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている事業者を対象とし、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経緊急融資の利子の一部を春日井商工会議所が補助します。

◆補助対象者

春日井商工会議所の会員企業であり、直近年度の年会費を完納していること
(非会員の方は、融資申込時に入会し年会費を納入することをご利用いただけます)

◆補助額

- 1回～36回までの支払利息額の年利0.11%に相当する分(補助上限10万円)
- ※ 利子補給制度のご利用は、1事業所1回のみ
 - ※ 融資目的が運転資金の場合に限ります(設備資金での利用は不可)
 - ※ 融資には審査が必要です

◆取扱期間

令和2年6月30日までに受付した案件

◆対象となる融資制度 (令和2年3月16日現在) ※融資制度等は改正される場合があります

制度名	新型コロナウイルス対策マル経緊急融資 (小規模事業者経営改善資金)
融資対象者	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)で、商工会議所による経営指導を受けており、税金の滞納がない事業者
融資限度額	1,000万円 (既存のマル経資金の限度額2,000万円とは別枠)
融資期間	7年以内 (据置3年以内)
利率	0.31% (R2年3月16日現在)
利子補給	うち 0.11%
取扱期間	令和2年6月30日受付分まで

【申込・問合せ先】

春日井商工会議所 経営支援課 TEL (0568) 81-4141